



Zoom Up

インターネットで手軽に申請 住民票の写しなどを自宅で取得

10月3日から、住民票の写しなどの申請・支払いがインターネットでできるようになります。皆さんの自宅で手軽に行政手続きができるよう、デジタル技術を使ったサービス向上に力を入れていきます。

申請・支払いが自宅で

スマートフォンなどの普及やコロナ禍での外出自粛などで、電子申請の需要は高まっています。市では、粗大ごみの収集申し込みなどに使っている電子申請システムに、10月から料金支払いの機能を追加。これまで郵送で受け付けていた住民票の写しなどの申請・支払いを、インターネットでできるようになりました。

10月3日からスマートフォンやパソコンで申請できるのは、住民票の写しなど5種類の証明書です(左欄参照)。仕事を休めない、感染対策で外出を控えているなどの理由で市役所に行けない方でも24時間手続きできます。証明書は申請から7日ほどで手元に届きます。返信用の郵送料はかかりませんが、これまで必要だった切手や手数料分の定額小為替の準備が不要になります。支払いは、県内で初めて3種類の電子決済方法を導入。クレジットカード・インターネットバンキング・電子マネーから選べ、利用者が好きな方法で支払えます。

デジタル化で手続きを手軽に

市では昨年、戸籍謄本・抄本や住民票の写し、納税証明書などを発行する窓口での料金の支払いに電子決済を導入しました。今後も、皆さんの負担を減らせるよう、児童手当に関連する申請や要介護・要支援認定の申請など、新たに子育て・介護の分野でも電子申請システムを充実させ、サービスの向上を目指します。

情報政策課 ☎25-2459

新しくなった電子申請でできること

■取得できる証明書 詳しくは市HPに掲載
住民票の写し、戸籍謄本・抄本※1 市民課 ☎225-2110
市・県民税(課税・非課税・所得)証明書、納税証明書(法人を除く)※2、軽自動車税車検用納税証明書
市民税課 ☎225-2012

申請には、電子申請システム(e-kanagawa)の利用者登録が必要
※1は申請時にマイナンバーカードが、※2は運転免許証などの本人確認書類が二つ必要

■料金 各種証明書の発行手数料と郵送料

■決済方法《クレジットカード》Visa、Mastercard、JCB、アメリカン・エクスプレス 《インターネットバンキング》Pay-easy(ペイジー)《電子マネー》PayPay、LINE Pay、Apple Pay

申請の流れ

1 電子申請システムの手続き一覧から証明書を選択

2 利用者IDとパスワードを入力しログイン

3 氏名・住所・電話番号・返送方法などを入力し申請

4 市が申請を受け付け後に支払い案内をEメールで通知

5 案内を確認後、電子決済方法を選んで支払い

6 市が支払いを確認したら、証明書を郵送

新型コロナワクチン接種のお知らせ

※情報は9月12日時点

■オミクロン株対応ワクチン接種(10月半ば以降)

12歳以上で初回接種を完了した方を対象に、オミクロン株対応ワクチンの接種を、医療機関での個別接種や集団接種で実施します。実施医療機関や予約方法などの詳細は、市HPや広報あつぎ10月15日号でお知らせします。

《接種券》3・4回目の接種券を持つ方は、既存の接種券を使用
新たに対象となる方には10月中旬以降、順次発送

※1・2回目接種は、個別接種で引き続き接種可能(従来ワクチン)

■5~11歳の3回目接種

《対象》2回目接種から5カ月経過した5~11歳
《接種場所》市内・愛川町の18医療機関
《ワクチン》小児用ファイザー社製ワクチン
《接種券》2回目接種が5月まで=9月末発送 6月中=10月末に発送

■ワクチン接種証明書(国内用)をコンビニで発行

《日時》毎日6時30分~23時 《場所》セブンイレブン 《費用》120円
マイナンバーカードを持ち、直接店舗へ。
※海外渡航用は、すでにアプリまたは窓口で取得した方のみコンビニ発行が可能

☎ワクチン接種コールセンター ☎0570-054-666

オミクロン株対応ワクチン接種

5~11歳のワクチン接種

接種証明書

医療的ケアが必要な児童・生徒に訪問看護師を派遣

日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校などに通えるよう、訪問看護事業者から看護師を派遣します。

《対象》①市立小・中学校または幼稚園、認可保育所(3歳クラス以上)に通うまたは見込み②経管栄養、導尿など、短時間かつ定時の処置が可能な医療的ケアが必要—の全てを満たす市内在住の児童・生徒

《事前相談先》
小・中学校・・・教育指導課 ☎225-2675
幼稚園・・・こども育成課 ☎225-2262
保育所・・・保育課 ☎225-2231

※担当課への事前相談後、学校・幼稚園・保育所、訪問看護事業者、主治医に相談。保育所は4月入所が原則のため、10月20日までに事前相談した後、1次入所申し込みが必要。

☎事前相談後に配布する申請書、主治医の指示書の写し、校長・園長・所長の承諾書の写しを持ち、直接担当課へ。